予備検討結果報告書

事業担当課·室 資産経営課県有建物整備班

導入検討対象事業の名称		県有施設再整備事業(山武合同庁舎再整備事業)		
1.	1. 事業の概要			
	(1)用途·目的等	山武合同庁舎には地域振興事務所、農業事務所(企画振興課・改良普及課)、県税事務所及び教育事務所分室が、東金合同庁舎には土木事務所及び農業事務所(総務課、地域整備課、指導管理課)がそれぞれ入居し業務を行っている。 山武地域の東金地区に点在している庁舎等については、築50年を目前にし老朽化の目立つ合同庁舎が2棟(山武合同庁舎、東金合同庁舎)あり、建替えが急務となっている。また、同地区内にある山武農業事務所両総用水管理課(東金市田間)については、築22年目の建物は使用可能ではあるものの、農業事務所の機能が分散している。 以上のことから、2つの合同庁舎と1つの単独庁舎を新たな合同庁舎内に集約し業務の効率化を図る。		
	(2)整備予定場所	東金市東新宿1-11他		
	(3)施設規模	庁舎棟 RC造4階建て 5,059 m ² 車庫・倉庫棟 S造 2 階建て 1,366 m ²		
	(4)施設稼動期間	50 年(H30 年度末現在)		
	(5)県民の利用の有無	有り・ 無し		
	(6)利用料金等の徴収	有り・ 無し		
	(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%		
	(8)契約予定時期	平成 31 年度		
	(9)建設·整備期間	平成 33 年度から平成 35 年度		
	(10)供用開始予定時期	平成 36 年度		
2.	2. 導入検討対象事業の要件			
	(1)施設の種類(※1)	建築物		
	(2)事業規模(※2)	●●円		
	(3)その他特記事項			
	(1)及び(2)に該当しない事業を候補			
	とする場合の理由等			
3.	3. 予備検討結果			
	(1)PFIの適性確認	○ 設計から建設、維持管理までの業務は一括で民間事業者に委託できる事業である。なお、運営については県が直接行う必要がある。		

	○ 適用できる補助金がなく、法制度面で導入が不可でない事
	業である。
	○ 過去の導入検討において、導入可能性がないとされていな
	い事業である。
	○ 全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業であ
	る。
	以上により、PFI 適正を欠く事業ではない。
(2)定量的確認結果概要	VFM -0.1 億円 -0.3%
(詳細は様式2参照)	<u>,</u>
(3)定性的確認結果概要	○ 設計については、維持管理業務全般を一括発注できること
(S)/CIANGRAPHINE	を踏まえると、民間事業者のノウハウや創意工夫の余地はある
	程度見込まれる。
	○ 維持管理業務については、一括発注することにより、民間事
	業者のノウハウや創意工夫の余地があり、各業務間の連携・整
	合性の向上及び業務の効率化が図られるが、運営を委託でき
	ないため、その効果は小さい。
	○ 修繕等については、個別業務発注の事務手続きを要さず、
	PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能となる。
	○ 運営については、設置者自らが行うこととされているため、民
	間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地はなく、公共
	サービスの向上は期待できない。
	以上により、民間事業者のノウハウや創意工夫が最も期待さ
	れる運営については委託できず、公共サービスの向上は見込ま
	れないが、設計や維持管理業務において一定の効果はあること
	から、定性的効果はある程度見込まれる。
	(その他考慮事項>
	○ 合同庁舎の建替え PFI 事例としては、国や他の自治体にお
	いて複数実施されている。
事 米 和 小 ஊ) マキバナム やきか H	庁舎という性格上、受益者は主に職員であり、収益性は低い
事業担当課における検討結果	と考えられるため、通常のコンビニ等の設置は困難である。
	✓ ½→→ ½ + 田 \
	< 検討結果>
	3.予備検討結果等より、PFI 適性は認められ、定性的効果もある。
	る程度見込まれるものの、定量的効果がないことから、従来手法
※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収」	による整備が妥当である。

- ※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入
- ※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入